

# 農林水産委員会議録 第四号

(一一一)

昭和五十四年三月一日(木曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 佐藤 隆君

理事 今井 勇君  
理事 堀之内久男君  
理事 馬場 昇君  
理事 古川 雅司君

江藤 隆美君  
熊谷 義雄君  
玉沢徳一郎君  
中村喜四郎君

森 清君  
竹内 猛君  
柴田 健治君  
神田 厚君

菊池福治郎君

不破 哲三君

小川 国彦君  
柴田 健治君  
新盛 辰雄君  
安井 吉典君

同日 辞任

川保健二郎君

平林 剛君

小川 国彦君

新盛 辰雄君

津川 武一君

同月二十八日 辞任

武田 剛君

野村 光雄君

坂口 敏夫君

山口 敏夫君

竹内 猛君

武田 一夫君

野村 光雄君

坂口 力君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

菊池福治郎君

同日 辞任

石橋 政嗣君

近江己記夫君

坂口 力君

新盛 辰雄君

武田 一夫君

野村 光雄君

ができる」といたしておられます。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

次に、林業等振興資金金融通暫定措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の森林・林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給と国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の維持増進などを通じて、国民経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきたところであります。このような森林・林業の果たす役割に対する国民的要請は、今後とも一層増大するものと考えられます。

しかしながら、最近におけるわが国林業をめぐる諸情勢はきわめて厳しいものがあり、木材需要の伸び悩み、外材の進出、経営コストの増大等により、林業の収益性は著しく悪化しております。

このため、伐採・造林その他の林業生産活動は著しく停滞し、また、国内産木材の生産、流通を担う事業体も弱体化しつつあります。これらの動きが今後とも続ければ、国内産木材の供給力はさらに低下し、将来にわたる森林資源の整備充実に支障が生ずるばかりでなく、国土保全等の公益的機能の低下すら懸念されるところであります。

このため、当分の間、林業経営の改善及び国内産木材の生産、流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する特例措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することとし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一は、基本方針の策定であります。農林水産大臣は、林業経営の改善及び国内産木材の生産、流通の合理化に関する事項についての基本方針を定めなければならないものといたしております。

第二は、林業経営の改善のための措置であります。林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者に対しても農林漁業金融公庫が造林資金または林道資金の貸し付けを行う場合における貸付金の償還期限及び据え置き期間の特例について定めております。

第三は、国内産木材の生産、流通の合理化のための措置であります。国内産木材の生産、流通の合理化を図るために計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者がその計画に従って合理化を推進するのに必要な資金の調達を円滑にするための措置を講ずることといたします。

このほか、国内産木材の流通の合理化を図るために計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた木材卸売業者等がその計画に従って合理化を推進するのに必要な資金を借り入れることにより負担する債務について、林業信用基金は、保証を行なうことができる」といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 引き続き、両案について順次補足説明を聽取いたします。森水産庁長官。

○森政府委員 沿岸漁業改善資金助成法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきました申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、本則十五条及び附則から成っております。

まず、第一条におきましては、この法律の目的を定めております。

すなわち、この法律は、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金または後継者等養成資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及ぼす。

沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することをその目的としたしております。

次に、第二条におきましては、都道府県が貸し付けを行うこれらの資金をそれぞれ定義しております。

まず、「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営または操業状況の改善を促進するために普及を図必要があると認められる近代的な漁業技術または漁労の安全の確保もしくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいうことといたします。

次に、「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいうことといたします。

また、「後継者等養成資金」とは、漁業後継者等の青少年または漁業労働に従事する者が近代的な方法または技術を実地に習得するために必要な資金で政令で定めるものをいうことといたします。

また、「後継者等養成資金」とは、漁業後継者等の青少年または漁業労働に従事する者が近代的な方法または技術を実地に習得するために必要な資金で政令で定めるものをいうことといたします。

第六条から第十一条までにおきましては、貸し付けに当たっては保証人を立てさせること、災害等の場合において償還金の支払いを猶予できるこ

と等資金の貸し付けに係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めています。

第十二条及び第十三条におきましては、都道府県がこの貸し付けの事業を行う場合には、その事業の経営に係る漁業技術に従事するのにあわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法または技術を実地に習得するために必要な資金で政令で定めるものをいうことといたします。

第三条におきましては、都道府県に対する政府の助成につきまして定めております。

すなわち、政府は、都道府県がこの法律の定め

るところにより沿岸漁業従事者等に対する経営等

改善資金、生活改善資金または後継者等養成資金の貸し付けの事業を行なうときは、都道府県に対し、予算の範囲内において、貸し付けに必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができます。

第四条及び第五条におきましては、貸付金の貸し付け条件につきまして、その限度額、利率、償還期間及び据え置き期間について定めておりま

す。

すなわち、一沿岸漁業従事者等ごとの貸し付け

限度額は、それぞれの資金の種類ごとに、農林水

産省令で定めることといたしております。

また、利率につきましては、これらの資金の性格にかんがみ、これを無利子とするとともに、償還期間は、経営等改善資金及び後継者等養成資金にあっては七年を超えない範囲内で、生活改善資金にあっては五年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とすることといたします。

さらに、据え置き期間につきましては、必要とされる債務について、林業信用基金は、保証を行うことができる」といたしておりました。

次に、第三条におきましては、貸し付けに係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めています。

第六条から第十一条までにおきましては、貸し付けに当たっては保証人を立てさせること、災害等の場合において償還金の支払いを猶予できるこ

と等資金の貸し付けに係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めています。

第十二条及び第十三条におきましては、都道府県がこの貸し付けの事業を行う場合には、その事業の経営に係る漁業技術に従事するのにあわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法または技術を実地に習得するために必要な資金で政令で定めるものをいうことといたします。

第三条におきましては、都道府県に対する政府の助成につきまして定めております。

すなわち、政府は、都道府県がこの法律の定め

るところにより沿岸漁業従事者等に対する経営等

改善資金、生活改善資金または後継者等養成資金の貸し付けの事業を行なうときは、都道府県に対し、予算の範囲内において、貸し付けに必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができます。

最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等について定めておりまして、この法律は、公布の日から施行することといたします。

以上をもちまして、沿岸漁業改善資金助成法案の提案理由の補足説明を終わります。

○佐藤委員長 藍原林野庁長官。

○藍原政府委員 林業等振興資金金融通暫定措置法

案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、農林水産大臣が定める基本方針についてであります。これは第二条に規定いたしております。基本方針におきましては、林業の発展と国内産木材の製造業及び卸売業の発展が密接に関連していることにかんがみ、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、定めることといたしております。

なお、農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、林政審議会の意見を聞かなければならぬことといたしております。

第二に、林業経営改善のための措置についてであります。これは第三条及び第四条に規定いたしましたが、これは第三条及び第四条に規定いたしておられます。まず、林業を営む者は、林業経営改善するための措置等を記載した林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる」といたしております。

この認定を受けた者に対しても、農林漁業金融公庫が造林資金または林道資金の貸し付けを行う場合における貸付金の償還期限及び据え置き期間は、農林漁業金融公庫法の規定にかかわらず、造林資金にあってはそれぞれ四十五年以内及び二十五年以内において、林道資金にあってはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において農林漁業金融公庫が定めるものといたしております。

第三に、国内産木材の生産、流通の合理化のための措置についてであります。これは第五条及び第六条に規定いたしておられます。まず、都道府県知事は、森林組合または素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者もしくは木材市場開設者の組織する団体等の申請に基づき、これらの者の作成する国内産木材の生産、流通の合理化を図るためにるべき措置等を記載した合理化計画の認定

をすることができる」といたしております。

午前九時五十分解散会

#### 沿岸漁業改善資金助成法

(目的)

第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の經營若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けの業務に要する資金の貸し付けの業務について行う都道府県に対する規定の整備についてであります。これは第七条に規定いたしております。すなわち、都道府県に對する資金の貸し付けの業務についての区分経理、都道府県に對する資金の貸し付けに必要な資金の一部に充てるための長期借入金及びこれに係る債務についての政府保証並びに都道府県に対する資金の貸し付けの業務の一部を補助する規定の整備についてであります。

この規定を設けることといたしておられます。このほか、林業信用基金から資金の貸し付けを受けて事業を行なう都道府県は、その經理を林業改善資金助成法の規定により設置する特別会計においてあわせて行なうことができる」といたしております。

#### 第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業

二 漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

#### 三 水産動植物の養殖の事業

2 この法律において「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の經營又は操業状態の改善を促進するため普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損害の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために必要な資金で政令で定めるもの

をいう。

4 この法律において「後継者等養成資金」とは、漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の經營を担当し、又は近代的な沿岸漁業の經營に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の經營方法又は技術を実地に習得するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

5 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けの事業を行なうときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができる。

ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行なうのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。

（貸付金の限度）

第四条 前条一項の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金のそれぞれの種類ごとに、農林水産省令で定める。

3 貸付金の利率等

第五条 貸付金は、無利子とする。

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、経営等改善資金及び後継者等養成資金にあつては七年を超えない範囲内で、生活改善資金にあつては五年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類ごとに、政令で定める期間とする。

兩案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

最後に、この法律は、公布の日から施行することといたしておられます。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わりります。

○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

第六条 第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者に対し、保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

(貸付けの申請)

第七条 第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によって行うものとする。

(貸付けを行う場合)

第八条 経営等改善資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ)が申請に係る経営等改善資金をもつて近代的な漁業技術又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設を導入することによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該漁業技術又は施設を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

2 生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

3 後継者等養成資金の貸付けは、その申請者はその申請者の漁業經營に係る漁業労働に従事する者が申請に係る後継者等養成資金をもつて近代的な沿岸漁業の經營方法又は技術を実地に習得することにより近代的な沿岸漁業の經營を担当し、又は近代的な沿岸漁業の經營に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成される見込みがある場合に限り、行うものとする。

(期限前償還)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付け金の全部又は一部の償還を請求すること

ができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 債還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がないで貸付けの条件に違反したとき。

第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、債還金の支払を猶予することができる。

(支払の猶予)

第十二条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、債還金の支払を猶予することができる。

(違約金)

第十三条 都道府県は、貸付けを受けた者が支払期日に債還金又は第九条の規定により債還をするべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(特別会計)

第十四条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第十五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(納付金)

第十六条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(附 则)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二号の次の二号を加える。

二の二 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二号)に基づいて、都道府県の行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。)及び附帯収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費用をもつてその歳出とする。

3 (事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)で定めることにより漁業協同組合連合会その他の政令で定めることでできる。

2 前項の漁業協同組合連合会その他の政令で定めることでできる。

3 (扶助金の償還)

林業等振興資金通暫定措置法案

(目的)

第一条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図ることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針(以下「基本方針」といいう。)を定めなければならない。

3 基本方針は、林業の発展と国内産木材の製造業及び卸売業の発展が密接に関連していることから、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、定めるものとする。

(基本方針)

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

7 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

9 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

10 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

11 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

12 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

13 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

14 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

15 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

16 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

17 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

18 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

19 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

20 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

21 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

22 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

23 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

24 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

25 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

26 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

27 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

28 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

29 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

30 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

31 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

32 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

33 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

34 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

35 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

36 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

37 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

38 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

39 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

40 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

41 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

42 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

43 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

44 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

45 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

46 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

47 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

48 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

49 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

50 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。



理由

林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。